

No	該当項目	質問	県回答
1	募集要領「4 募集条件」	「支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された」とあるが、事業者選定されたのちに速やかに定款等を変更することでもよいか。	設立時点で支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的としていることが原則ですが、事業変更などにより設立後に条件を満たす場合は、出来るだけ早急に定款変更等の対応をお願いします。
2	募集要領「4 募集条件」	神奈川県に事業者登録する必要があるか。	神奈川県への事業者登録が「県の競争入札参加資格者名簿への登録」のこととしますと、今回の募集においては不要です。
3	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱「第3 支援担当者の配置」	「主任就業支援担当者及び就業支援担当者又は、就業支援担当者のみを配置」とあるが、他の業務を兼務することなく当該事業に専任する担当者という理解でよいか。	お見込みのとおりです。 雇用安定等事業において、主任就業支援担当者、就業支援担当者等全てこの事業の専任者とされています。
4	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱「第3 支援担当者の配置」	採用時に主任就業支援担当者及び就業支援担当者の資格がなくても、後日の研修受講によりこの条件は満たされると理解してよいか。	配置要件として、主任就業支援担当者は、「原則として障害者支援の経験を7～15年程度有するもの、又はこれに準ずると認められる者であること。障害者支援の経験のうち、就労支援の経験を3年以上有することが望ましい。」とされています。 同じく、就業支援担当者は、「原則として障害者支援の経験を1年以上有する者、又はこれに準ずると認められる者であること。職場適用援助者（ジョブコーチ）相当の就労支援スキルを有することが望ましい。」とされており、それぞれ全ての項目を満たすこととされています。
5	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱「第3 支援担当者の配置」	就業支援担当者については、後日の研修受講により「主任就業支援担当者」になれるということ、あるいは「就業支援担当者」の研修未受講者でも研修受講によりダイレクトに「主任就業支援担当者」になれるということでしょうか。	上記の経験等を満たしていれば、「就業支援担当者」から「主任就業支援担当者」への格上げ及び、「就業支援担当者」を経ずに「主任就業支援担当者」に就くことは可能です。
6	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱「第4 委託先の要件」	定款又は寄付行為において、業務を実施することを規定する旨の記載が現時点でない場合、事業者選定されたのちに速やかに変更を行う認識でよいか。	お見込みのとおりです。
7	障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱「第4 委託先の要件」	他団体から事業を継承する場合、支援活動の実績については、継承する事業の実績を自団体の実績とみなして、記載することとしてよいか。	お見込みのとおりです。
8	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱「第3 職員の配置」	生活支援担当職員に求められる経験や知識等について、具体的な尺度はあるのか。	厚生労働省に確認を行ったところ、生活支援担当職員の配置要件については、国として具体的な尺度は設けていないとのこと。 なお、指定を受けた法人に対して県が委託する「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）業務（横須賀・三浦圏域）」では、「精神保健福祉士もしくは精神障がい者の支援について相当の経験及び知識を有する者」や「障害者就業・生活支援センター及び圏域内就労支援機関の支援力を強化するため、スーパーバイザーを担える者」等を含むことを想定しています。
9	企画提案書兼指定申請書 別紙	「1 法人の概要」表中の「法人」の「職員数」は臨時職員（アルバイト）も含めた職員数か。	お見込みのとおりです。